

建設水道委員会

市の都市建設部及び水道局の所管に属する事項に対応する委員会です。

◎久永良一
岡田康弘
津本憲一

◎黒見節子
竹内邦彦
津本辰己

建設水道委員会に付託された議案5件について、慎重に審査をし、全議案を全員一致で可決とした。

議案第26号「平成25年度津山市一般会計補正予算（第2次）」のうち建設水道委員会の所管に属する事項については、主に、冬季に必要となる除雪作業車両の消耗部品代と点検などの修繕費、城西浪漫館の自動火災報知機設置工事費、重伝建標柱の作成設置費、総社川崎線街路事業にかかる測量費・用地購入費・移転補償費、合併浄化



槽設置整備費補助金に関する補正予算であり、各事業について、詳細な説明を求めた。

議案第35号「津山市伝統的建造物群保存地区における津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計画税条例の特例を定める条例」、36号「津山市城東伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例」については、伝統的建造物群保存地区に関して

必要な措置を定めるための条例であり、条例の制定によって伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等に対する固定資産税、都市計画税の減額、建築基準法による制限の緩和等を行い、町並保存を推進するものであるが、地域の良好な景観整備を推進するためには、伝統的建造物以外の建造物に対しても十分な補助制度が必要であり、無電柱化等の景観を向上させるための整備事業をさらに推進していくことも必要と考えられる。また、地域住民への啓発も適時行っていくことなどが必要と考えられるため、これらの課題を整理し、町並保存をさらに推進するよう要望した。

議案第42号「市道路線の認定について」は、道路工事等に伴う市道路線の認定であり、特に質疑はなかったが、議案第44号「工事請負契約について」は、南部汚水幹線建設工事の工事請負契約に関する議案であり、工事に伴う駅前整

備などの周辺事業への影響を考慮し、全ての事業が、効率的、効果的に実施できるよう事業の推進を図ることを要望した。

また、都市建設部からは、公共土木施設災害、津山広域都市計画の変更、津山河岸緑地についての報告があり、水道局からは、第2次津山市水道局浄水場運転管理等業務委託・収納等業務委託、小田中浄水場更新事業についての報告があった。

